

# 事業計画書 (第3期)

(平成31年1月1日～平成31年12月31日)



一般財団法人 国際人材交流支援機構

## 目次

I	はじめに－IHNOの基本理念.....	3
II	基本方針.....	3
III	事業計画.....	3
1	奨学金給付事業（定款第4条第1項第1号）.....	4
	(1) 奨学金の給付.....	4
	(2) 奨学金プログラム等についての広報・啓発.....	4
2	進路（進学・就職）支援事業（定款第4条第1項第2号）.....	4
3	その他の事業（定款第4条第1項第6号）.....	4
4	法人運営・管理.....	5
	(1) 賛助会員の募集.....	5
	(2) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保.....	5

## I はじめに－IHNOの基本理念

一般財団法人国際人材交流支援機構(IHNO)は、わが国における少子高齢化社会の進展とグローバル経済の加速度的発展に伴う労働力供給環境の多様化という現状に鑑み、将来のわが国そして世界の成長と発展を担うべき人材、すなわち、意欲あふれる若年の学生ないし留学生を積極的に支援することにより、もって、わが国及び世界にとって有用な人材の育成に寄与することを使命とする団体です。

特に、有用な人材に対して、奨学金プログラムの実施による支援を行うことにより、これらの人材が有意義に学びかつ働く環境の創出に寄与して参ります。誰もが活躍できる社会創りに貢献することが、私たちIHNOの基本理念です。

IHNOは、以上の基本理念のもと、新たに設立された一般財団であり、3期目となる今期は、上記基本理念を一層具体化するべく、諸事業を実施いたします。

## II 基本方針

本年度は、以下を中心に事業活動を行う予定です。

- ① 学生ないし留学生の就学環境等の改善を支援するための奨学金の給付事業を本格的に実施するとともに、当法人の行っている奨学金給付事業の普及を図るため、説明会を積極的に開催するなどして、広報・啓発活動を行う。
- ② 進路支援事業、グローバル人材の育成支援事業等に関しては、準備活動を開始する。
- ③ 法人運営・管理においては、コンプライアンスに努める。

## III 事業計画

IHNO定款第4条第1項においては、IHNOが行う事業として、以下の6事業が列挙されております。

- ① 学生・留学生に対する奨学金の支給
- ② 学生・留学生に対する進路(進学・就職)支援
- ③ 学生・留学生に対する専門人材育成プログラムの開発
- ④ グローバル人材の育成支援
- ⑤ 将来活躍が期待される人材(学生・留学生)が学ぶための生活環境の支援
- ⑥ その他IHNOの目的達成に必要な事業

以下、定款における上記各事業項目を中心に今期において実施する具体的な事業の計画を掲げ、また、当法人運営・管理に関する事業計画についても併せて記載します。

## 1 奨学金給付事業（定款第4条第1項第1号）

### (1) 奨学金の給付

「IHNO奨学金給付規程」に基づくIHNO奨学金プログラムを策定し、勉学に励み、かつ、勤労に熱心に取り組む意欲あふれる学生又は留学生に対し、就学環境の改善を支援するため、適格性を有する者に対する奨学金の給付を行います。

奨学金の給付は、まず、広く申請者を募集し、適格性を有する者に奨学金の受給資格を付与します。この受給資格の付与に当たっては、本事業の理念・目的を理解し、関連する諸制度に精通した委員によって構成される審査委員会において、当該申請者が審査基準を充たしているか否か等奨学金受給資格を付与する適格性を有するか否かにつき、厳正かつ公正に審査をいたします。

今期は、奨学金受給資格を付与する者(奨学生)の目途を約500名とし、奨学生の募集は随時受け付け、上記審査委員会については、原則として毎月10日頃に開催することといたします。

上記の審査により奨学金受給資格を付与された奨学生に対しては、さらに、毎月の稼働実績を確認し、所定の実績のある奨学生に対しては、毎月、奨学金の給付を行います。この結果に基づき、奨学生に対する毎月の奨学金の給付は、原則として毎月15日に実施いたします。

### (2) 奨学金プログラム等についての広報・啓発

IHNO奨学金プログラム及びIHNOが行っている事業等を説明するために、当法人役員が国内外の関係諸機関を訪問するなどし、同プログラム等についての広報・啓発活動を実施します。

具体的には、今期においては以下の活動を予定しています。

#### ① 国内

大学、専門学校、日本語学校等の教育機関を随時訪問するほか、IHNOプログラムの説明会を原則として毎月1回以上実施。学生を対象にした奨学金プログラムの説明会は、今期は50校を目途に開催。

#### ② 海外

政府機関及び大学、日本語学校等の教育機関を訪問し、IHNOプログラムの説明を実施。

1月にインドネシア、2月にバングラデシュ、3月にネパールを訪問予定。このほかにもベトナム、ミャンマー、カンボジアなども訪問予定。

また、それらの国にある教育機関において、留学希望者を対象としたセミナーを開催予定。

## 2 進路（進学・就職）支援事業（定款第4条第1項第2号）

学生又は留学生からの進路(進学・就職)に関する個別相談等の支援事業を行うことを計画しておりますが、今期は本格的な実施に向けての準備活動を検討します。

## 3 その他の事業（定款第4条第1項第6号）

国際交流セミナー(IHNO奨学金プログラムにより支援を受けた奨学生の経験談その他の知見等を共有し、当法人の活動理念である学生又は留学生への支援を通じた有為な人材育成の普

及・啓発のため、奨学生、奨学生勤務先企業、日本語学校、賛助会員その他広く一般を対象としたセミナー)を6月、12月に本格的に実施するための準備を検討します。

#### 4 法人運営・管理

##### (1) 賛助会員の募集

今期は、引き続き、当法人の活動の安定と拡大を企図し、また、当法人の活動理念を広く普及するために、賛助会員を随時募集いたします。今期は、50会員を賛助会員とすることを目標とします。

##### (2) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保

今期も、引き続き、当法人の定款及び内部諸規程に沿った当法人の適正な運営に努め、かつ、コンプライアンスの確保に努めます。